

岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会設置要綱

(設 置)

第1条 新型インフルエンザ等の発生時及び流行時における県内の医療及び保健福祉のあり方に関して協議するため、岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、岐阜県医師会長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。

(会 議)

第3条 会議は、県が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じ、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第4条 協議会には、個別の対策推進について具体的な協議を行うため、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(秘密の保持)

第5条 協議会及びワーキンググループの構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、健康福祉部感染症対策推進課に置き、関係部課がこれに協力するものとする。

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

別 表 （第3条関係）

岐阜県新型インフルエンザ医療保健福祉協議会

構成員	<ul style="list-style-type: none">・ 岐阜県医師会長・ 岐阜県病院協会会長・ 岐阜県歯科医師会長・ 岐阜県薬剤師会長・ 市町村代表・ 保育所代表・ 各種障がい者福祉施設代表・ 高齢者福祉施設代表
-----	---